

令和6年度茨城県企業向け採用力強化支援事業業務委託仕様書

1 委託事業名

令和6年度茨城県企業向け採用力強化支援事業

2 事業の目的

多くの若者が大都市圏で就職するなど、地方における人口流出や少子高齢化により、中小企業等の人材確保が厳しい状況にある。特に、新卒採用市場においては、内閣府をはじめとする関係省庁が「就職・採用活動に関する要請」を行っているところであるが、通年採用の拡大や採用活動の前倒し等により、今後ますます、東京圏企業との競争激化が見込まれている。

このため、本事業では、県内中小企業を対象に、母集団形成等の手法、その成功事例を学び、実践するための連続講座・実践支援等を実施し、県内企業が採用市場や学生の就職観の変化等に的確に対応し、自社の求める人材を確保できるよう支援する。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとする。

なお、事業参加者の負担金は、昼食代や交通費等参加に要する実費を除き無料とする。

(1) 企業向け採用力強化のための連続講座及び実践支援等の実施

- ・本県に就労場所を有する企業の採用担当者等を対象に、県内において、採用力強化のための母集団形成等に関する連続講座を2回以上実施し、課題解決に向けた実践支援も実施すること。
- ・参加企業が、2026年卒業者向け採用活動に向けて自社の採用戦略を見直し、実行できるような実践型の内容とする。また、採用担当者だけでなく、企業経営者層を対象とした内容を盛り込むこと。
- ・受講後は、適宜、参加企業の個別フォローアップを行い、県に報告を行うこと。
- ・参加企業数の目標値は70社以上とし、意欲の高い企業の参加促進に向けて広報活動を工夫すること。
- ・実施にあたっては、会場確保、広報宣伝、参加企業とりまとめ、会場設営、当日の運営、参加企業へのアンケート実施及び集計等を行うこと。
- ・企画にあたっては、事前に県と実施方法やスケジュール、成果指標について十分協議すること。

(2) 事業を実施する上で必要となる付帯業務

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 事業計画書の提出

委託契約締結後、「令和6年度茨城県企業向け採用力強化支援事業に係る事業計画書（仕様書様式第1号）」を作成し、速やかに提出すること。

6 委託業務の対象経費等

(1) 対象経費

上記3に掲げる業務を行うために必要であり、かつ通常業務と仕分けが可能な次の経費
ア 人件費

事業全体を通じて直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
(報酬、通勤手当、共済費等)

イ事業費

(ア)事業の運営にかかる経費

(イ)企業向け採用力強化のための連続講座及び実践支援等の実施にかかる経費
(広報宣伝費、講師謝金、印刷製本費、通信運搬費 など)

(ウ)その他事業費

(消費税、知事が必要と認めた経費)

(2)対象とならない経費

- ・事業との関連が認められない経費
- ・機械・機器等備品（取得価格 10 万円以上）の購入経費
- ・食糧費

7 事業実施状況の把握、県への報告等

- (1)講座等実施後 2 週間以内に県に実施状況を報告すること。
- (2)企業等を訪問した場合は、活動記録を業務日報として整備すること。
- (3)また上記によらず、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、県が定める方法により速やかに報告すること。
- (4)業務が終了した場合は、「業務完了報告書（仕様書様式第 2 号）」を作成し、委託業務終了の日から起算して 30 日以内又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事あて報告すること。

8 その他

本仕様書に明示なき事項又は業務に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により業務を進めるものとする。